

香川県東讃統合高校「起業」カリキュラム開発支援等業務委託仕様書

1 目的

東讃統合高校の特色の一つである学校設定科目「起業」は、生徒が起業について実践的に学ぶことを通じて、各学科で身に付けた専門知識や技術を「社会で生かす力」「課題解決力」「創造力」と結び付け、より実践的で主体的な学びを実現することを目標としている。

本県初の学校設定科目「起業」の実施に向けて、カリキュラムの開発支援等を行う。

2 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 履行場所 香川県教育委員会事務局高校教育課、香川県立石田高等学校、志度高等学校、津田高等学校等の他、オンラインにより行う

4 委託業務内容

(1) 中高生向け起業プログラムの実施

「起業」カリキュラムの開発にあたり、試行的に香川県立石田高等学校、志度高等学校、津田高等学校（以下、「石田高校等」という。）の生徒とさぬき市内の中学生を対象とした起業プログラムを実施する。具体的には下記（ア）及び（イ）の講座の開催にあたり、必要な①～⑥の業務を、受託者の責任において行うものとする。

会場については、両日とも県が用意することとし、会場費用についても県が負担する。

参加者の募集についても県が行うこととする。

- ① 講師の手配、各種調整（謝金、旅費等に係る必要経費を含む）
- ② 講座開催に向けた、チラシ作成等の広報の実施
- ③ 参加者に配付する資料の作成・印刷
- ④ 講座開催に向けた準備及び当日の運営
- ⑤ 参加者に対するアンケートの実施・集計
- ⑥ その他、必要となる業務および費用

(ア) 石田高校等の生徒と地域の中学生が協働して地域の課題発見・解決やAI・プログラミング等に取り組む講座（例：デジタルものづくりで身近な課題を解決する講座）

【講座概要】

日 時：7月29日(水)10:00～17:00（予定）

場 所：さぬき市内

定 員：50名程度

(イ) 自らのアイデアを社会実装に向けて一歩進めるため、A I ・プログラミングやアイデアを形にする「ダーティープロトタイピング」等の各種の手法を取り入れた講座
(例：さぬき市の新しいお土産をつくる講座)

【講座概要】

日 時：8月3日(月) 10：00～17：00 (予定)

場 所：さぬき市内

定 員：50名程度

(2) 「起業」カリキュラムの開発支援

東讃統合高校において、令和12年度に実施する学校設定科目「起業」の導入に向けたロードマップの策定を支援するとともに、令和9年度に試験的に導入する学校設定科目「起業」の年間カリキュラムの開発を支援する。

①取組内容の検討

- ・確かな専門性と多面的な思考を持ち、他者と協働・共生しながら、主体的・創造的に生きる持続可能な社会のづくり手を育成するという教育目標実現のため、(1)中高生向け起業プログラムの実施結果も踏まえて、学校設定科目「起業」の具体的なカリキュラムを検討する。

②令和12年度に実施する学校設定科目「起業」の導入に向けたロードマップの策定に向けた支援

- ・策定にあたり必要な助言・支援等

③令和9年度に試験的に導入する学校設定科目「起業」にかかる年間授業計画の策定及び教材作成の支援

- ・策定にあたり必要な助言・支援等
- ・課題解決力や創造力、社会で生かす力を身につけるための効果的な教材を作成するための支援
- ・授業については、1コマを50分とし、年間35コマ程度(週に1回程度)を予定

(3) その他業務

本業務に係る定例打合せの実施(県との間で月1回程度)

オンラインにおいて行う場合は通信手段等を用意すること。

5 業務遂行体制等

(1) 業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めること。

(2) 業務スケジュール

県とスケジュールを調整して実施し、遂行状況について随意報告を行うこと。

(3) 業務内容の確認

業務内容の確認のため、毎月1回程度、県と定例の打合せを行い、状況に応じて臨機応変に対応すること。また、打合せにあたっては、資料を準備のうえ、事前に県に共有を行うとともに、打合せ後は議事録及びアクションプランを県に提出することで、効果的な業務の運営を行うこと。

(4) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うこと。

6 成果物等

業務完了後速やかに、業務報告書（任意様式。形式は紙媒体及び電子データ。）を成果物として提出すること。

7 留意事項

- (1) 受託者が本業務において製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作物に関する全ての著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）、意匠権等は、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、著作物の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。また、著作物は、県が認めた団体等については、随時使用、複製できるものとする。第三者（本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (3) 成果物は、県が自由に二次使用できるものとする（著作権法第20条の規定による著作権者の意に反した変更、切除その他の改変を受けていないものに限る）。特に県の他事業に当事業の成果物（素材を含む）を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を県に提出すること。
- (4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (5) 受託者の責に帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (6) 本業務においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関して細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付けるものとし、受託者は業務上知り得た情報が第三者に漏洩しないように十分注意すること。
- ア 業務上知り得た個人情報の秘密を保持し、第三者への情報提供の禁止
 - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
 - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製の禁止
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
- (7) 受託者が業務を実施するにあたり、必要となる経費は、委託料に含めるものとする。
- (8) 中止等に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (9) 本業務の実施に当たっては、他の業務の経費と区分できるよう、会計関係書類等を整備し、業務完了の日以降に到来する4月1日から5年間保管すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。